

○長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

平成17年10月11日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年雲仙市条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第1号に規定する契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 事務用機器の賃貸借に伴う契約のうち、電子複写機の賃貸借契約及び保守契約、簡易印刷機の賃貸借契約及び保守契約その他これらに類する契約
- (2) 情報処理機器の賃貸借契約及び保守契約その他これらに類する契約
- (3) 事業用機材の賃貸借に伴う契約のうち、車両の賃貸借契約、事業用備品類の賃貸借契約その他これらに類する契約
- (4) 庁舎その他市の施設の管理機器の賃貸借に伴う契約のうち、機械警備装置設置に伴う賃貸借契約、業務委託契約その他これらに類する契約

2 条例第2条第3号に規定する契約は、庁舎その他市の施設の維持管理及び保守点検業務委託契約、有人警備業務委託契約その他これらに類する契約とする。

(財務部長との協議)

第3条 長期継続契約を締結しようとするときは、あらかじめ財務部長と協議しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成18年6月30日規則第36号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第42号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。